

# 豊平峡ダム・定山溪ダムを活用した地域活性化のための地場産業品貯蔵 参加者募集要領

## 1 事業目的

豊平川上流のダムを活用した地域活性化推進協議会（構成：札幌市、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部豊平川ダム統合管理事務所、一般社団法人定山溪観光協会。以下「協議会」という。）では、国土交通省北海道開発局が管理する豊平峡ダム及び定山溪ダムの管理施設を食品等の地場産品貯蔵庫として活用し、地域の活性化につながる取組を実施します。

ダム管理に支障のないリムトンネルは、地山に設置されているため年間を通して温度、湿度が安定しています。ここに地場産品を貯蔵し、熟成させることで、付加価値の向上や地域の特色ある商品開発等を通じた地域の魅力向上、交流人口の拡大による地域活性化の取組です。

この取組に参加する事業者を募集します。

## 2 事業概要

### (1) 対象施設

ア 豊平峡ダム：左岸リムトンネル（札幌市南区定山溪7区）

イ 定山溪ダム：左岸リムトンネル（札幌市南区定山溪8区）

ウ 定山溪ダム：右岸リムトンネル（札幌市南区定山溪8区）

※ 対象施設の環境は、通年で温度（摂氏10℃程度）、湿度（90～100%程度）ともに安定しています。

### (2) 貯蔵品

日本酒、ワイン、日本茶葉。

※ 日本酒、ワイン、日本茶葉は、豊平峡ダム又は定山溪ダムで貯蔵実験の実績のある品目です。

### (3) 施設の利活用上の条件

ア 貯蔵期間中は、定期的に貯蔵・熟成状態を確認するものとします。また、年1回を基本とし、貯蔵品の搬入及び搬出を行うことが可能ですが、豊平川ダム統合管理事務所職員の立会いが必要なため、立入りの日時等は、事前に管理事務所との調整が必要となります。

イ ダム管理上必要な補修その他事情によりトンネルでの作業等の必要が生じた場合は、貯蔵品を一時移動していただく場合があります。また、作業等が終了した場合は、元の場所に戻していただくものとします。なお、作業等の期間中において、可能な場合は代替場所を提供します。

ウ 貯蔵品の品質に係る一切の責任は、参加者自らが負うものとします。

エ 貯蔵に伴う酒税法等の法令上必要な関係機関との協議や手続等については、参加者が自ら行うものとします。

オ 貯蔵品は、トンネル床面に直置きせず、パレット等で空隙を設け、収納ケースや箱に密閉した状態で貯蔵していただきます。なお、パレット、収納ケース等は参加者が用意するものとします。

カ 参加者は、貯蔵した地場産品を貯蔵の目的を妨げない限り、商品として販売するなど、その扱いについて自らの意思で決めることができるものとします。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、施設を利活用できません。

ア 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。

イ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの。

### 3 参加資格要件

次の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムにあっては、構成団体それぞれが(1)から(5)までの要件を満たすとともに、構成団体のうち1者以上が(6)の要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。

(2) 札幌市税の滞納がないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続を行っている者ではないこと。

(4) 参加する事業者又は事業者の役員、代理人、支配人その他の使用人(以下「役員等」という。)が次のいずれにも該当しないこと。

ア 事業者又は事業者の役員等が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1項第2号に掲げる暴力団員(以下この号において同じ。)であると認められること。

イ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項第1号に掲げる暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 事業者の役員等が自己、当該事業者若しくは第三者の利益を不正に図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められること。

エ 事業者又は事業者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ 事業者又は事業者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(5) 法令を遵守していること。

(6) 次の事項を満たすこと。

ア 定山溪地域の観光振興やまちづくりに協力する札幌市内の事業者（団体を含む。）であること（個人は対象外）。

イ 豊平峡ダムと定山溪ダムの認知度向上、地域の物産の一層のプロモーションやブランド化、ひいては定山溪地域の活性化を目指す事業者であること。

#### 4 貯蔵期間

参加決定通知の日から令和12年3月31日までとしますが、参加資格要件に該当しないことが判明した場合や目的を達したとみなした場合、協議会の都合により事業を終了する場合を除き、5年間延長することとし、以降同様とします。

#### 5 参加募集期間

令和7年7月15日から令和7年7月31日まで

#### 6 参加申請書類

(1) 参加申請書（様式1）

コンソーシアムの場合、コンソーシアム構成書（様式1別紙）を添付すること。

(2) 事業計画書（様式2）

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式の使用を認める。

(3) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の組織構成が分かるもの（現在事項全部証明書、定款、会則、役員名簿、組合員名簿等）

(4) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の直近の市税の納税証明書

(5) 誓約書（様式3）

(6) その他札幌市が必要と認めるもの

※ 必要に応じて、札幌市より提出を指示するものとする。

#### 7 申請方法

協議会ホームページの参加申込みフォームに必要事項を記載し、申請書類をアップロードの上、送信してください。

なお、必要事項の記載漏れなど不備があった場合は、申請を受付できない場合があります。

## 8 参加者の選考

協議会において以下の評価基準を審査し、札幌市において選考を行い、参加者を決定します。また、協議会における審査に当たっては、別に期日を定め、ヒアリングを行う場合があります。

申請者が多数の場合は、抽選により選考する場合があります。

審査の結果、申請者全てが最低評価基準点（総評価点の6割）に達しない場合は、再度募集を行うことがあります。

選考の結果については、全ての申請者に通知します。

評価の基準（※最低評価基準点は総合得点の6割）

評価項目	評価内容	配点
事業内容、貯蔵品の内容	・事業目的を理解した事業内容、貯蔵品となっているか。 ・施設の利用条件に合致するか。	3
定山溪地域に対する貢献度	・定山溪地域の観光振興やまちづくりに協力する札幌市内の事業者（団体を含む。）であるか。 ・豊平峡ダムと定山溪ダムの認知度向上、地域の物産の一層のプロモーションやブランド化、ひいては定山溪地域の活性化を目指す事業者であるか。 ・ウェブやSNSなど、効果的な情報発信を行っているか。	5
過去実績	・貯蔵に関して必要な実績を有しているか。 ・実現可能性は十分か。	1
その他	・事業全体を通じて秀逸な点はあるか。	1

## 9 実施報告

参加者は、協議会からの求めがあった場合は、貯蔵品の数量、販売状況、最新の状況等を報告するものとし、協議会が行う調査に応じるものとします。

## 10 その他

### （1）参加取消しについて

次のいずれかに該当すると認めるときは、参加を取り消す場合があります。

ア 申請事項及び報告事項に誤り、虚偽又は不正があったとき。

- イ 本要領に定める事項に違反したとき。
- ウ 上記「9 実施報告」に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。
- エ アからウまでに掲げるほか、協議会が参加について不相当と認めるとき。

## (2) 情報公開

参加が決定した事業者については、事業者名、事業概要等を公表する場合がありますため留意すること。

## 11 スケジュール

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 令和7年7月15日(火) | 公募開始      |
| 令和7年7月31日(木) | 申請書類提出期限  |
| 令和7年8月中      | 参加者の選考・決定 |

## 12 お問い合わせ

お問い合わせについては、下記宛てにご連絡ください。

豊平川上流のダムを活用した地域活性化推進協議会

(事務局:国土交通省北海道開発局札幌開発建設部豊平川ダム統合管理事務所)